

## 第十九号

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十六条第二項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準については、同項に規定する主務省令で定める基準の例による。

### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。